

お薬の処方について

◆後発医薬品（ジェネリック医薬品）について◆

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。医薬品の供給不足等が発生した場合には、治療計画の等の見直し等、適切な対応が出来る体制を整備しており、その際には、患者様へ説明し十分にご理解いただいた上で変更いたします。

◆一般名処方について◆

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を薬剤の成分をもとにして指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（★一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合は、選定療養費として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。長期収載品とは、後発品のある先発医薬品で、後発品収載から5年経過しているものなどの要件にあった品目です。対象医薬品は厚生労働省ホームページに公開されています。

★一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。